

北本市 子どもの権利に関する市民意識調査 (中学生用)

調査についてのお願い

北本市では、令和3年度に北本市子どもの権利に関する条例をつくりました。
この調査（アンケート）は、ふだん皆さんがどのような思いで過ごしているかをお聞きし、子どものための取組を考えるための参考にします。

調査には、中学生の中から500名を選び、回答をお願いしています。答えた内容を他の人に知られることはありませんので、安心して答えてください。

突然のお願いですが、ご協力をお願いします。

令和4年●月

北本市長 三宮 幸雄

調査票をごらんになった保護者の方へ

1. この用紙や返信用封筒には、お子様のお名前や住所を書く必要はありません。プライバシーには十分注意して取り扱いいたします。
2. 答えは、えんぴつか黒または青のボールペンを使って、お子様本人が思っていることを自由に書くようお伝えください。
3. 答えは、あてはまる番号を○でかこんでください。答えの○の数は、問題ごとにちがいます。また、「その他」を選んだら（ ）の中にできるだけ内容を書いてください。
4. ご記入頂いた調査票は、令和4年●月●日（●）までに、同封の返信用封筒に入れて（切手を貼らずに）、郵便ポストにご投函ください。

担当：北本市福祉部子育て支援課

なお、本調査の実施・とりまとめは、

株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所に委託しています。

【本アンケート調査についてのお問合せ先】

株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

電話：(03) 5803-9885

メール：tokyo@ji-institute.com

1 あなた自身についておたずねします

問1 あなたの性別について、お教えてください。(○は1つ)

1. 男性	2. 女性	3. その他
-------	-------	--------

問2 あなたの学年(令和4年10月1日現在)について、お教えてください。(○は1つ)

1. 中学1年	2. 中学2年	3. 中学3年
---------	---------	---------

2 あなたの状況についておたずねします

問3 あなたは、自分自身についてどのように感じていますか。(○はそれぞれ1つ)

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない
① 自分を大切に思ってくれる人がいる	1	2	3	4	5
② 自分は人から必要とされている	1	2	3	4	5
③ ほかの誰かや社会のために、何かをしてあげたい	1	2	3	4	5
④ 自分のことが好き	1	2	3	4	5

問4 あなたは、普段の生活の中で何か困りごとや悩みごとはありますか。(○はいくつでも)

1. 親との関係	2. 兄弟姉妹との関係
3. 友達との関係	4. 先生との関係
5. いじめ	6. ネット上のトラブル
7. 学校の勉強	8. 受験・進路
9. 部活動・習い事	10. 就職・将来のこと
11. 経済的なこと	12. 自分の容姿や性格のこと
13. その他()	14. 特にない

問5 あなたは、悩みごとを誰に相談しますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1. 父・母 | 2. 祖父・祖母 |
| 3. 兄弟姉妹 | 4. 友だち |
| 5. 学校の先生 | 6. スクールカウンセラー |
| 7. さわやか相談員 | 8. 塾や習いごとの先生 |
| 9. 児童館の指導員 | 10. 電話などの相談員 |
| 11. メールやインターネットの相手 | 12. その他 () |
| 13. わからない | 14. 相談できる人はいない |

問6 あなたが、今夢中になれることは何ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 運動・スポーツ | 2. 勉強・塾 |
| 3. 読書(漫画含む) | 4. ゲーム・インターネット・SNS |
| 5. 家族と過ごす時間 | 6. 友達との遊び |
| 7. 趣味の活動・教科以外の習い事 | 8. 地域の活動・ボランティア活動 |
| 9. 学校の部活動 | 10. その他 () |
| 11. 特にない | |

問7 将来なりたいものはありますか。(○は1つ)

- | | | |
|-------|-------|----------|
| 1. ある | 2. ない | 3. わからない |
|-------|-------|----------|

【問7で「1」を選択した方のみ】

問7-1 将来なりたいもののために、努力していることはありますか。(○は1つ)

- | | | |
|-------|-------|----------|
| 1. ある | 2. ない | 3. わからない |
|-------|-------|----------|

問8 あなたは、次のことについて自分の考えや思いがあるときに、それを言える機会がありますか。(○はそれぞれ1つ)

	言うことができる	ある程度言うことができる	あまり言うことができない	言うことができない	わからない
① 家庭における大事な物事やルールについて	1	2	3	4	5
② 学校行事・イベントの企画や運営について	1	2	3	4	5
③ 学校の部活動の活動内容について	1	2	3	4	5
④ 学校の決まりごとについて	1	2	3	4	5
⑤ 地域で行われている行事などの取組について	1	2	3	4	5
⑥ 北本市政(北本市のまちづくりや市役所の仕事)について	1	2	3	4	5

3 生活の場についておたずねします

問9 あなたが、普段の生活の中で、ホッとでき、安心していられる場所はどこだと感じていますか。(○はいくつでも)

1. 家族と過ごす部屋	2. 自分の部屋
3. 学校の自分の教室	4. 学校の教室以外の場(保健室など)
5. 図書館 児童館・公園	6. 塾や習い事の教室
7. 友達の家	8. その他()
9. 特になし	

問10 普段の生活の中で、次のような時間や場所が十分にあると思いますか。(○はそれぞれ1つ)

	十分にある	まあまあある	あまりない	ほとんどない	わからない
遊び、休息など、自分の好きなことをする時間や場所	1	2	3	4	5

問11 これまで、人からされたことで「とてもいやな思い」をしたことがありますか。(○は1つ)

1. ある	2. ない	3. わからない
-------	-------	----------

問12 あなたを、言葉や力で傷つけやすい人はいますか。(○は1つ)

- | | | |
|-------|--------|----------|
| 1. いる | 2. いない | 3. わからない |
|-------|--------|----------|

4 「子どもの権利」についておたずねします

問13 あなたは「子どもの権利」について聞いたことがありますか。また、内容をどの程度知っていますか。(○は1つ)

- | |
|----------------------------|
| 1. 聞いたことがあります、内容もある程度知っている |
| 2. 聞いたことがあります、内容を少しだけ知っている |
| 3. 聞いたことはあるが、内容は知らない |
| 4. 聞いたことはない |

問14 あなたは北本市が令和3年度に制定した「子どもの権利条例」について聞いたことがありますか。また、内容をどの程度知っていますか。(○は1つ)

- | |
|----------------------------|
| 1. 聞いたことがあります、内容もある程度知っている |
| 2. 聞いたことがあります、内容を少しだけ知っている |
| 3. 聞いたことはあるが、内容は知らない |
| 4. 聞いたことはない |

問15 「子どもの権利条例」では、保障されなければならない大切な子どもの権利として「安心して生きる権利」「自分らしく育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4項目と、23の権利を挙げています。あなたは、これらの中で、北本市でまだ十分ではないと感じるものはありますか。(○はいくつでも)

【安心して生きる権利】

- | |
|--|
| 1. 命が守られ、尊重されること。 |
| 2. 愛情及び理解をもって育まれること。 |
| 3. あらゆる差別及び不当な扱いを受けないこと。 |
| 4. あらゆる身体的若しくは精神的な暴力を受けないこと又は放置されないこと。 |
| 5. 健康に配慮がなされ、適切な医療が受けられること。 |
| 6. 平和及び安全な環境の下で生活できること。 |
| 7. 困っていること及び不安に思っていることについて相談できること。 |

【自分らしく育つ権利】

- | |
|------------------------|
| 8. 個性が認められ、人格が尊重されること。 |
| 9. 遊んだり、休んだりすること。 |
| 10. 年齢及び理解の程度に応じて学ぶこと。 |

- 1 1. 芸術、文化、運動及び自然に親しむこと。
- 1 2. 自らに関係することについて、必要な助言、情報の提供その他の援助を受け、年齢及び発達の程度に応じて自分で決めることができること。
- 1 3. 地域及び社会の活動に参加すること。
- 1 4. 安心して過ごすことができる居場所が確保されること。

【守られる権利】

- 1 5. あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- 1 6. あらゆる搾取から守られること。
- 1 7. 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
- 1 8. 自らの意思及び考えが尊重されること。
- 1 9. 自らに関する情報が不当に収集され、利用されないこと。
- 2 0. 誇りを傷つけられないこと。

【参加する権利】

- 2 1. 自らの意見を表明することができ、その年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重されること。
- 2 2. 自らの意見を表明するために、必要な助言、情報の提供その他の援助を受けることができること。
- 2 3. 仲間をつくり、集まること。

問 1 6 次の子どもに関する相談機関のうち、あなたが知っているところはどこですか。(○はそれぞれ1つ)

	利用したことがある	名前は知っている	知らない
① 市役所の子育て支援総合窓口	1	2	3
② 学校のスクールカウンセラー	1	2	3
③ 学校のさわやか相談員	1	2	3
④ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」(いちはやく)	1	2	3
⑤ LINEによる相談窓口「親と子どもの悩みごと相談@埼玉」	1	2	3
⑥ LINEによる相談窓口(自殺予防)「こころのサポート@埼玉」	1	2	3
⑦ 教育センター	1	2	3
⑧ 子どもの人権110番(法務局)	1	2	3
⑨ 子どもスマイルネット(埼玉県)	1	2	3
⑩ よい子の電話教育相談(埼玉県立総合教育センター)	1	2	3
⑪ その他()	1	2	3

問17 自分自身が相談する際に重要と思うことは何ですか。(○はいくつでも)

1. 匿名で(自分の名前を知られずに)相談できる
2. 子どもだけでも直接相談できる
3. 何時でも相談できる
4. 電話代などが無料
5. メール・SNSで相談できる
6. 相談内容の秘密を厳守してくれる
7. 問題の解決まで、専門機関と連携しながら支援してくれる
8. その他 ()
9. 特にない

問18 あなたは、生活全体の中で、子どもの権利が十分に守られていると感じますか。(○は1つ)

	感じる	どちらかといえば感じる	どちらかといえば感じない	感じない	わからない
北本市で、子どもの権利が十分に守られていると感じるか	1	2	3	4	5

問19 その他、ご意見などがあれば自由に書いてください。

調査にご協力頂きまして、ありがとうございました。